

平成25年度
「建設コンサルタント業務等の改訂についての説明会」(H25. 4. 12)
(質問と回答)

番号	資料	質問	回答
1	資料-1	複数年にわたる業務の場合、評価する年度は契約時点か完了時点か	業務の完了時点の年度で評価します
2	資料-1	1)資料-1 P.3 表彰実績の適用業種区分について ・業種区分とは、「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量業務」、「地質業務」、「補償関係コンサルタント業務」等と考えればよろしいでしょうか。 また業務成績と同様にTECRIS業務分野での区分と考えればよろしいでしょうか。	業種区分は、「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量業務」、「地質業務」、「補償関係コンサルタント業務」です。
3	資料-1	資料-1 P.3 表彰実績の適用業種区分について H25GLから「～、発注区分の業種区分に該当する優良表彰のみを対象」とありますが、「発注業務の業種区分」とは具体的に何を指しますでしょうか。	業種区分は、「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量業務」、「地質業務」、「補償関係コンサルタント業務」です。
4	資料-1	資料-1 P.3 表彰実績の適用業種区分について ・表彰実績については、「発注業務の業種区分に該当する・・・」との記載がありますが、 ① 業種区分には、どのような業種がありますか。 ② 発注業務に該当する業種区分であることの判断(証明)は、何を持っていで行えば宜しいでしょうか。 ③ 複数の業種に跨り実施している業務については、便宜上、一つの業種にしか登録できないと思いますが、そういった業務の判断はどのようにすれば宜しいでしょうか。	業種区分は、「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量業務」、「地質業務」、「補償関係コンサルタント業務」です。
5	資料-1	① 平成25年度コンサルタント業務等の積算について ・設計業務等共通仕様書の改定項目(2)道路詳細設計における舗装工設計の比較検討の追加とありますが、項目追加に伴い道路詳細設計歩掛の改定もあるのでしょうか。	本来検討すべき事項を追加明示したものであり、歩掛りの改訂はありません。
6	資料-3	今回積算についての説明があったが、当面(6～7月頃まで)の歩掛りと旅費の対応は	歩掛りは中部地方整備局の各事務所で閲覧できるほか、本省のホームページでも見ることが出来ます。 旅費はライトバンで、1回1時間分を計上しています。

平成25年度
「建設コンサルタント業務等の改訂についての説明会」(H25. 4. 12)
(質問と回答)

番号	資料	質問	回答																				
7	資料-3	<p>資料-3 ・平成25年度積算資料(調査編)【中部地方整備局運用】の主な改定項目についての質問 「第1章1.2) 設計業務等に関する現地踏査及び地質調査業務に関する現地調査の旅費は、原則として積算上の基地から現地までの往復旅行時間を、連絡車(ライトバン)運転により計上する。なお、積算にあたっては、歩掛の構成人数に関わらず連絡車(ライトバン)1台を計上する。」の解釈について</p> <p>①設計業務等に関する現地踏査について 例1) ・道路詳細設計(A)の現地踏査の標準歩掛は、1kmあたり『技師A:0.5人、技師B:1.0人、技師C:1.0人』のため、数量5kmを対象とする業務で補正率が1.0の場合、現地踏査の歩掛は、『技師A:2.5人、技師B:5.0人、技師C:5.0人』となります。 この場合の、連絡車(ライトバン)は、①歩掛に関わらず連絡車(ライトバン)1台を計上、②必要作業日数(5日)に対して1台の計上(5日×1台)のいずれの考えでしょうか。</p> <p>②設計業務等に関する現地踏査について 例2) ・道路詳細設計(A)1km、砂防えん堤及び床固工詳細設計2箇所を1業務で実施する場合で、各々の設計に現地踏査が計上してある場合</p> <table style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>技師A</th> <th>技師B</th> <th>技師C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路詳細設計(A):1km</td> <td>0.5人</td> <td>1.0人</td> <td>1.0人</td> </tr> <tr> <td>砂防えん堤・床固工詳細:1箇所</td> <td>1.0人</td> <td>1.5人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂防えん堤・床固工詳細:1箇所</td> <td>1.0人</td> <td>1.5人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.5人</td> <td>4.0人</td> <td>1.0人</td> </tr> </tbody> </table> <p>となります。 この場合の、連絡車(ライトバン)は、①歩掛に関わらず連絡車(ライトバン)1台を計上、②必要作業日数(4日)に対して1台の計上(4日×1台)、③設計毎に1台(3箇所×1台)を計上のいずれの考えでしょうか。</p>		技師A	技師B	技師C	道路詳細設計(A):1km	0.5人	1.0人	1.0人	砂防えん堤・床固工詳細:1箇所	1.0人	1.5人		砂防えん堤・床固工詳細:1箇所	1.0人	1.5人		合計	2.5人	4.0人	1.0人	<p>①歩掛りに関わらず1台を計上します。 (説明会では違う趣旨の説明をしましたが、本回答を正式回答として訂正致します。)</p> <p>②歩掛かりに関わらず1業務 1台を計上します。</p>
	技師A	技師B	技師C																				
道路詳細設計(A):1km	0.5人	1.0人	1.0人																				
砂防えん堤・床固工詳細:1箇所	1.0人	1.5人																					
砂防えん堤・床固工詳細:1箇所	1.0人	1.5人																					
合計	2.5人	4.0人	1.0人																				

平成25年度
「建設コンサルタント業務等の改訂についての説明会」(H25. 4. 12)
(質問と回答)

番号	資料	質問	回答
8	資料-3	地質調査業務に関する現地調査について 地質調査の現地調査の連絡車(ライトバン)は、「設計業務等標準積算基準書(参考資料)第1編第2章 1-2(3)に準じて算出した必要外業日数に対して連絡車(ライトバン)1台を計上する(必要外業日数×1台)と考えてよろしいですか。	質問のとおりのお考え方で良いです。
9	参考-1	H25.4.1公告の業務は、今回説明されたガイドラインを使うことになるか。	H25.4版のガイドラインは、4月15日以降に適用となるため、4月1日時点では適用されません。 4月15日以降に公告される業務は今回説明したガイドラインが適用となります。
10	参考-1	ガイドラインP29の図中 ⇒「成績評価(配置予定管理技術者)A氏」につきまして、過去4年間の業務成績の対象となる業務は、A氏は、管理技術者、担当技術者以外に「照査技術者」としても業務成績の対象となるのでしょうか。 業務の実績の有無の場合、「照査技術者としての経験は除く」と大半の入札参加条件の項目に定められております。	通常において技術者の成績評価については、「業務成績」で評価をおこなうことから、照査技術者として係わった業務についても「業務成績」により評価しております。 なお、低入札者における増員技術者の成績評価については、照査技術者を除いた技術者成績の平均点により評価しています。 また、質問にあります「照査技術者としての経験を除く」は「業務実績に関する要件」に関わるものです。
11	(参考1) 様式4-2 様式6-2	中部地方整備局の受注実績のない場合の様式(総合評価方式の場合は様式4-2、様式6-2)には、他機関における過去4年間の同種または類似業務の受注実績を記載するとなっているが、この「過去4年間は」いつからとなるか	H25.7までは「H20年度以降」、H25.8からは「H21年度以降」の実績となります。 (業務完了時点)
12	参考-1	「業務実績の過去4年間」の考え方をお尋ねします。 ・参加表明書の内、「参加表明者の同種業務の実績(様式-3)」、「配置予定管理技術者の同種業務の実績(様式-5)」について、それぞれに、「(中部地方整備局発注業務の受注実績が無い場合に記載)(過去4年間)」という、「様式-3-2、様式5-2」がありますが、この場合の「過去4年間」は、いつからいつまでの4年間なのか、教えてください。 例)公告日 平成25年4月19日の場合 → ①平成21年4月19日以降に完了した業務 ②平成21年度以降に完了した業務 ③その他	H25.7までは「H20年度以降」、H25.8からは「H21年度以降」の実績となります。 (業務完了時点)

平成25年度
「建設コンサルタント業務等の改訂についての説明会」(H25. 4. 12)
(質問と回答)

番号	資料	質問	回答
13	建築 参考-2	<p>〈建築関係建設コンサルタント業務〉 P9 (2)総合評価落札方式による発注業務のイメージ ・質問内容 同表「技術的工夫の余地が大きい業務」の「具体的な業務の一例」として、発注者支援業務(現場監督)とありますが、本業務の実施形態を具体例等を挙げてご教示いただけますか。</p>	<p>工事の節目ごとに、工事目的物の寸法、位置、使用する材料の品質等についての、適否の確認及び、監督職員への報告や、工事施工業者から提出される資料と現場状況の照合及び設計変更協議用資料の作成等の支援。 監督職員の補助業務を行うもので、原則として在席の業務形態となります。</p>
14	(入札説明書)	<p>総合評価 技術提案書作成時について質問します。 提出者(設計共同体の構成員を含む)を特定することができる内容の記述(具体的な社名・個人名・電話番号・メールアドレス等)を記載してはならないとありますが、設計共同体で参加申請した場合は、技術提案の文章中に、設計共同体と記載しても問題ありませんでしょうか。</p>	<p>設計共同体であることを記載することは、その技術提案書の提出者が設計共同体の構成員であることを示唆することとなるため、記載しないようにしてください。</p>